審査基準及び標準処理期間

所属名農林水産部農村振興課

No.	項目		内容
1	処分名		住居集合地域等における麻酔銃の許可
2	法令名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
3	法令番号		平成14年法律第88号
4	根拠条項		第38条の2
⑤	処分権者		知事
6	法令の定め		1. 麻酔銃猟の目的が鳥獣による生活環境に係る被害の防止であること。(法第38条の2第3項第1号) 2. 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあること。(法第38条の2第3項第2号)
7			法第38条の2第3項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省 令第28号)第46条の2第1項及び第第2項 環境省自然環境局長通知(平成27年5月20日付け環自野発第1505201号)XI- 4の1(1)「住居集合地域における麻酔銃猟の許可の考え方」〔別紙〕
8	経由機関名		無し
9	協議機関名		有り(京都府公安委員会及び関係市町村)
10	標準処理期間		(⑩合計期間)40日間
		経由期間	
		協議機関	20日間
		当該処分機関	20日間
12	問合せ		農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
13	備考		環境省自然環境局長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703311号) XI「危険の予防」XI-4「住居集合地域における麻酔銃猟の許可」